

常総市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）（以下「算定告示」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、法、政令、省令、算定告示、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和6年3月29日厚生労働省告示第168号。以下「指針」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「実施要綱」という。）及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605号第5号厚生労働省老健局長通知）において使用する用語の例による。

(総合事業の目的)

第3条 総合事業の目的は、次に掲げるところによる。

- (1) 要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）等に対して、要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援すること。
- (2) 高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域の構築や介護予防を推進すること。

(総合事業の構成及び内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) サービス・活動事業

ア 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）

イ 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）

ウ その他の生活支援サービス（法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業をいう。）

エ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 地域リハビリテーション活動支援事業

オ 一般介護予防事業評価事業

(訪問型サービスと通所型サービスの類型)

第5条 前条第1号ア及びイに掲げるサービスは、利用者の状態等に応じて、次に掲げる類型とする。

(1) 訪問型サービス

ア 介護予防訪問介護相当サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定する基準に基づき、指定事業者により提供されるサービスで、旧介護予防訪問介護に相当するサービス（以下「介護予防訪問介護相当サービス」という。）

イ 訪問型サービス・活動C

市の定める基準に基づき、指針第2の4(1)④に規定する保健・医療の専門職により提供される支援で、3か月から6か月までの短期間で行われるサービス（以下「訪問型サービス・活動C」という。）

(2) 通所型サービス

ア 介護予防通所介護相当サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定する基準に基づき、指定事業者により提供されるサービスで、旧介護予防通所介護に相当するサービス（以下「介護予防通所介護相当サービス」という。）

イ 通所型サービス・活動C

市の定める基準に基づき、指針第2の4(1)④に規定する保健・医療の専門職により提供される支援で、3か月から6か月までの短期間で行われるサービス（以下「通所型サービス・活動C」という。）

(介護予防ケアマネジメントの類型)

第6条 第4条第1号エに掲げるサービスは、利用者の状態等に応じて、以下のような類型とする。

(1) ケアマネジメントA（介護予防支援と同様のケアマネジメント）

主に訪問型サービス又は通所型サービスにおいて、指定事業者のサービスを利用するケースや、訪問型サービス・活動C、通所型サービス・活動Cを組み合わせた

複数のサービスを利用するケース等に対して、地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業者がアセスメント（課題分析）によってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。

- (2) ケアマネジメントC（基本的にサービス利用開始時のみ行うケアマネジメント）緩和した基準によるケアマネジメントとして、基本的にサービス利用開始時のみケアマネジメントを行うもの。

(対象者)

第7条 第4条第1号の対象者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者であって、別表1に定めるとおりとする。

(1) 居宅要支援被保険者

- (2) 第1号被保険者のうち省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基本チェックリスト（様式第1号。以下「基本チェックリスト」という。）によって様式第2号に掲げる基準に該当すると認められた介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）

2 第4条第2号の対象者は、常総市の第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に実施するものとするが、住民主体の通いの場に65歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない。

(総合事業の実施方法)

第8条 市長は、実施要綱の別記に定める下記のいずれかの方法により、総合事業を実施するものとする。

(1) 市の直接実施

市の職員が直接要支援者等に対して支援等を実施するもの。

(2) 市が省令第140条の69に定める基準に適合する者に対して委託して実施

法第115条の47第4項の規定により、省令第140条の69に定める基準に適合する者に対して、市が総合事業の実施を委託して実施するもの。

(3) 指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）による実施

法第115条の45の3第1項に基づき、市が指定した事業者が居宅要支援被保険者等にサービスを提供した場合に、その要した費用について当該居宅要支援被保険者等に対して第1号事業支給費を支給するもの。

(4) 補助（助成）の方法による実施

地域において活動している特定非営利活動法人、ボランティア等に対して、要支援者等に対するサービス提供等を条件として、その立ち上げ経費や活動に要する費用に対して補助または助成することにより事業を実施するもの。

(介護予防ケアマネジメントの実施方法)

第9条 介護予防ケアマネジメントは、実施要綱別記1第2の1の(1)イの(エ)介護

予防ケアマネジメントに定める方法により実施するものとする。

2 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが、原則的に実施するものとする。

3 地域包括支援センターは、法第115条の47第1項の厚生労働省令で定める者に当該介護予防ケアマネジメントを委託することができる。

(介護予防ケアマネジメントの実施の手順)

第10条 介護予防ケアマネジメントは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の第4章介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について（平成27年6月5日厚生労働省老健局振興課長通知）を参照の上、実施するものとする。

(第1号事業に要する費用の額)

第11条 第1号事業に要する費用の額(第1号事業支給費の支給の対象となる額に限る。以下同じ。)は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス、及び介護予防ケアマネジメント 別表2に掲げる単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて算定した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(2) 訪問型サービス・活動C及び通所型サービス・活動C 別表2に掲げる額とする。

(第1号事業支給費の額)

第12条 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費の額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス

前条の規定により算定した第1号事業に要する費用の額の100分の90(法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあつては100分の80、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の70)に相当する額

(2) 介護予防ケアマネジメント

前条の規定により算定した第1号事業に要する費用の額に相当する額

(指定事業者の指定)

第13条 指定事業者の指定に係る手続及び基準については、常総市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に定めるところによる。

(高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

第14条 市長は、実施要綱の別記1に定めるところにより、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス等相当事業」という。）を行うものとする。

2 対象となるサービスは、指定事業者によるサービスであるものとする。

3 前項に定めるもののほか、高額介護予防サービス等相当事業に係る支給要件、支給

額その他高額介護予防サービス費相当事業に関して必要な事項は、法第61条及び第61条の2に規定する高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の例による。

(サービス・活動事業の利用手続)

第15条 サービス・活動事業を利用（介護予防サービスを併用する場合を含む。）しようとする居宅要支援被保険者等（以下「届出者」という。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出者が居宅要支援被保険者等に該当すると認めるときは、居宅要支援被保険者等である旨、基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを当該届出者に返付するものとする。

3 第1項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、介護予防ケアマネジメントを行う法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターが行うことができる。

(保険給付の制限)

第16条 介護保険料滞納者に係る給付の制限について、総合事業においては、課さないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第7条関係)

事業名		事業内容	対象者
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	訪問介護員による身体介護, 生活援助	居宅要支援被保険者及び 65 歳以上の事業対象者
	訪問型サービスC	専門職による居宅での短期集中的な相談指導等 (3~6ヶ月)	
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	生活機能向上のための機能訓練	終末期のがん・進行性の難病・認知症・精神疾患等により患している居宅要支援被保険者
	通所型サービスC	専門職による短期集中的な介護予防教室 (3~6ヶ月)	居宅要支援被保険者及び 65 歳以上の事業対象者
その他の生活支援サービス		要支援者等の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって, 訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものとする。	
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	原則的なケアマネジメント	居宅要支援被保険者及び65歳以上の事業対象者
	ケアマネジメントC	初回のみケアマネジメント	

別表 2 (第11条関係)

事業名		単位数	算定単位	単価
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第72号。以下「算定告示」という。）別表の1に定める。		厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により、10円に常総市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
	訪問型サービス・活動C			無料
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	算定告示別表の2に定める		単価告示の規定により、10円に常総市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
	通所型サービス・活動C			無料
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	算定告示別表の3に定める		単価告示の規定により、10円に常総市の地域区分における居宅介護支援の割合を乗じて得た額
	ケアマネジメントC	算定告示別表の3に定める単位数に100分の90を乗じて得た単位数（その単位数に1単位未満の端数があるときは、これを切り捨てた単位数）		単価告示の規定により、10円に常総市の地域区分における居宅介護支援の割合を乗じて得た額

様式第1号（第7条関係）

基本チェックリスト

No.	質問項目	回答 (いずれかに○を お付け下さい)	
		0. はい	1. いいえ
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると 言われますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくな った	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに 感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

(注) BMI (=体重(kg) ÷身長(m) ÷身長(m)) が 18.5 未満の場合に該当とする。

様式第2号（第7条関係）

① 様式第一の質問項目No.1～20 の20項目のうち10項目以上に該当
② 様式第一の質問項目No.6～10 の5項目のうち3項目以上に該当
③ 様式第一の質問項目No.11～12 の2項目のすべてに該当
④ 様式第一の質問項目No.13～15 の3項目のうち2項目以上に該当
⑤ 様式第一の質問項目No.16 に該当
⑥ 様式第一の質問項目No.18～20 の3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦ 様式第一の質問項目No.21～25 の5項目のうち2項目以上に該当

（注）この表における該当（No.12を除く。）とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

この表における該当（No.12に限る。）とは、 $BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$ が18.5未満の場合をいう。

様式第3号（第15条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

		種別	区分
		予防・事業	新規・変更
被保険者氏名		被保険者番号	
フリガナ			
		個人番号	
		生年月日	性別
		(元号) 年 月 日	男・女
介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター			
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名		介護予防支援事業書の所在地 地域包括支援センターの所在地	〒
		電話番号 ()	
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入して下さい。			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	〒
		電話番号 ()	
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等			
※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日			
(元号) 年 月 日付			
常総市長 様			
上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。			
(元号) 年 月 日			
被保険者 住所		電話番号 ()	
氏名			
確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者証資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所（地域包括支援センター）番号		

- (注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに常総市へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所（地域包括支援センター）又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず常総市へ届け出てください。
届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。